

平成23年度 飯山市国民健康保険税

はじめに

○保険税の納税義務者は「世帯主」です

保険税の納税義務者は、世帯主です。世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも同様です。

○国民健康保険の加入・脱退の手続きはお早めに

保険税は、加入した月・脱退した月、または脱退した月の前月を基準に計算します。(手続きをした月ではありません)

○保険税の納付書は、脱退した翌月以降にも送られる場合があります

保険税は、1年(4月～翌年3月)分の税額を9期(回)に分けて納付していただきます。そのため、年度の途中で国保を脱退した場合、加入していた期間分の保険税を再計算して、それまでに納めていただいた額では足りない場合に、精算分として納付書をお送りすることがあります。

また、所得等の変更があった場合にも、税額を再計算します。



保険税の賦課期日

4月1日

保険税の納期

1年(4月～翌年3月)分を次の回数で納めていただきます。(中途加入・脱退の場合は納期が変わります)

○納付書払い・口座振替の方(普通徴収)：9期(回)

○年金から直接納めていただく方(特別徴収)：6期(回) (年金支給日)

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納付書・口振				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期
年金から納付	1期		2期		3期		4期		5期		6期	

※4～6月に脱退された世帯には、7月に精算分の通知等をお送りします。

※口座振替で納めていただいている世帯の方へ

世帯主が変わった場合は、お手数ですが再度口座振替の登録をお願いいたします。登録の手続きは、市内の金融機関または税務課でできます。

平成23年度の保険税の税率・税額及び課税限度額

所得割額・資産割額・均等割額・平等割額をあわせた保険税の上限(課税限度額)と、軽減割合が変更になりました。なお、今年度の税率・税額及び課税限度額は次のとおりです。

区分	医療保険分	支援分	介護保険分
所得割税率	4.90%	2.50%	2.20%
資産割税率	25.30%	12.70%	5.30%
均等割額	10,600円	5,300円	6,800円
平等割額	12,500円	6,300円	5,800円
課税限度額 (変更前限度額)	510,000円 (500,000円)	140,000円 (130,000円)	120,000円 (100,000円)

※下線がある箇所は、今年度に変更があったところです。

保険税の計算方法

世帯構成などによって、次の内訳ごとに税額を計算(①+②+③+④)して、百円未満を切り捨てたものを合算します。

内訳

- ・医療保険分：国民健康保険制度の運営に充てられるものです。
- ・支援分：後期高齢者医療制度を現役世代で支えるためのものです。
- ・介護分：介護保険制度の運営に充てられるものです。
(介護保険制度の2号被保険者(40～64歳)の方が対象です)

所得割・資産割は加入者ごとに計算して、世帯分を合算します。

- ①所得割 … (前年中の総所得額※ - 330,000円) × 税率 ※加入者ごとに計算
- ②資産割 … 本年度の固定資産税(都市計画税を除く) × 税率 ※加入者ごとに計算
- ③均等割 … 加入者の人数 × 税額
- ④平等割 … 1世帯あたりの税額(加入者数に関わらず定額)

※総所得額とは、総収入額から必要経費または給与・年金所得控除額を引いた額です。

税額の軽減（一般世帯）

前年中の総所得額に応じて※1※2、均等割額・平等割額の軽減をいたします。

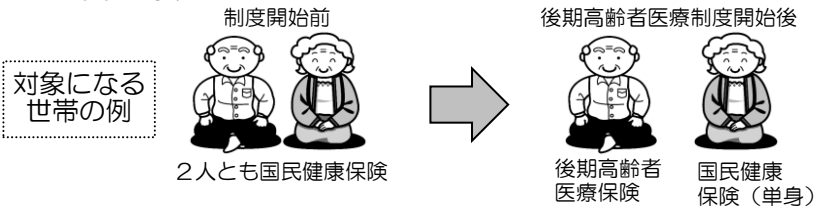
軽減対象世帯の総所得額 (国保に加入していない世帯主分を含む)	軽減割合	医療分軽減額	支援分軽減額	介護分軽減額
33万円以下の世帯	7割 (旧6割)	均等割 1人につき 7,420円	均等割 1人につき 3,710円	均等割 1人につき 4,760円
		平等割 8,750円	平等割 4,410円	平等割 4,060円
33万円+(24万5千円×世帯主を除く被保険者数) *被保険者数には特定同一世帯所属者※3を含む)	5割 (旧4割)	均等割 1人につき 5,300円	均等割 1人につき 2,650円	均等割 1人につき 3,400円
		平等割 6,250円	平等割 3,150円	平等割 2,900円
33万円+(35万円×被保険者数) *被保険者数には特定同一世帯所属者※3を含む)	2割 (新設)	均等割 1人につき 2,120円	均等割 1人につき 1,060円	均等割 1人につき 1,360円
		平等割 2,500円	平等割 1,260円	平等割 1,160円

- ※1 65歳以上で公的年金収入のある方は、保険税を計算する際に用いた年金所得額から、15万円を控除した額で軽減判定をいたします。
- ※2 分離譲渡所得（土地・株式等の売買に係るもの）は、特別控除前の額で判定します。
- ※3 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険の被保険者から、後期高齢者医療制度に移行された方で、移行した日以降も引き続き同じ世帯にいます。ただし人数に含まれるのは、同制度に移行してから最長で5年間のみです。

税額の軽減（後期高齢者医療制度の実施に伴うもの）

後期高齢者医療制度の実施に伴い、次の条件に該当する世帯（特定世帯）は、平等割額が軽減されます（最長5年、医療分・支援分のみ）。

- 国民健康保険の加入者が後期高齢者医療制度※に移ったことにより、国民健康保険の加入者が単身となる世帯（その他、引き続き同じ世帯にいますこと、世帯主の変更がない等の条件があります）



※後期高齢者医療制度の保険の対象になるのは、平成20年4月1日以降に75歳に到達する方、または65歳以上で長野県後期高齢者医療広域連合の障害認定を受けた方です。

年度の途中で加入・脱退されたとき

年間の税額を月割で再計算して、変更後の納付書を改めて発行いたします。

■8月15日に退職し、その後社会保険から国民健康保険に変更した場合

社会保険の資格は8月15日まで有効ですが、8月分は国民健康保険税を納めていただきます。

社会保険料を納める				国民健康保険税を納める							
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資格は8月15日まで有効				国民健康保険の資格は8月16日から有効							

■10月25日に市外へ転出された場合

飯山市での資格は10月25日まで有効ですが、10月分の国民健康保険税は新しい住所地で納めていただきます。

飯山市で納める						新しい住所地で納める					
4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資格は10月25日まで有効						資格は転入日から有効					

非自発的失業に伴う国保加入者への対応について

該当者：平成21年3月31日以降に非自発的失業（倒産・解雇（自己の責によるものを除く）・雇い止め他）により失業した方で、失業した日の時点で65歳未満の方（雇用保険受給資格者証に記載してある内容で判定します）

軽減内容：保険税の計算・軽減判定や高額療養費の限度額区分の判定に際して、該当者の給与所得を30/100で計算します（平成21年度の保険税は対象外です）。

軽減期間：最長で失業した日の翌日から翌年度末までの期間です。（平成22年3月31日から平成23年3月30日までに失業された場合は、最長で平成23年度までとなります）

手続き：税務課 市民税係で申告の手続きをお願いいたします。なお、申告の際は、雇用保険受給資格者証の原本と印鑑をお持ちください。

※詳細は、市役所 税務課 までお問い合わせください。

飯山市役所 税務課 市民税係 電話 0269-62-3111 内線 161, 162